『憲法をいかす福島県民集会』を開催
＝『改憲か、護憲か』の二択ではなく、具体的事実を通し問題意識の共有化＝を

憲法をいかす福島県民の会主催による「県民集会」が 11 月 3 日、とうほう・みんなの文化センターで開催され、180 名が参加しました。2 月 8 日投・開票で闘われた解散総選挙の結果として、衆議院では憲法改正に必要な 3 分の 2 以上が改憲派となるなか、平和条項を定めた現憲法の改正へ向けた動きは、現実味を帯びた情勢とも言えます。

集会では、「今日の情勢と課題」をテーマに、植野妙実子中央大学名誉教授の講演に学び、「若者世代の憲法観」との観点で藤野美都子さんの報告に示唆を得てきました。

憲法「改正」がより現実味を帯び･･･

衆議院における勢力図は、改正に必要な三分の二を遥かに凌駕する構成となり、頻繁に開催される憲法審査会においても、「条文を作成し、具体的な議論を」と憲法改正へ向け、より前のめりになっていると報じられています。

そうした厳しい情勢にある事を踏まえ、講演では、「法とは何かと言えば、社会生活を規律する社会規範の一種。その社会規範である法が、社会の安定や平穏をもたらすためには、民主主義の発展により、国家権力が民意を反映したものであることが必要」「日本国憲法の三原則は、恒久平和主義、基本的人権の保障、国民主権だが、なかでも重要なものは基本的人権の保障。これが保障されるためには、平和である事が前提であり、国民主権（民主主義の徹底）が必然」と強調されました。しかしながら、高市一強内閣の下、国家権力を正しい方向に導く「国会の機能が喪失」されているだけに、「私達自身が、社会のなかで何が起きているのか、政治を知る事が必要（その為には教育が重要）」と、問題提起されました。

現実的に物事を考える若年層への拡がりを･･･

また、集会のなかでは、「より現実的だ」と報じられている「若年層の憲法観」を藤野美都子・県立医大名誉教授から報告されました。

報告では、500 人の学生から提出された「日本国憲法の平和主義」に関するコメントペーパーが紹介されています。そこでは、「解釈改憲が可能な余地を残している現憲法が故に、恣意的な解釈が横行してしまう」「自衛隊が存在している事は事実。そうであるなら、憲法に明記すべき」との現状認識が報告されています。

一方で、抑止力としての軍備の必要を認識しながらも「自衛隊は専守防衛に徹すべき」との声も一定数存在している事が報告されました。

こうした事態のなかで、藤野教授は、「改憲か護憲かの二者択一ですべてを判断するのではなく、具体的な事実を討論の俎上にあげ、若者世代と共通認識を如何に作り出していくのかが私達世代の役割ではないか」と問題提起されています。

・・・・・こうした報告に真摯に向き合い、若者世代と意見交換出来る場を如何に作り出していくのかが私達自身に問われています。